

重要事項説明書

シャルしあんしん医療保険 PLUS⁺

この重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」「個人情報の取扱い」）は、ご契約内容に関する重要な事項のうち、特にご注意、ご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約の前に必ずお読みいただき、内容をご了解のうえお申込みください。なお、この書面は、ご契約内容に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細は「ご契約のしおり（普通保険約款・特約条項）」をあわせてご確認ください。

契約概要

この「契約概要」は、保険商品の内容をご理解いただくために特に重要となる事項についてわかりやすく記載したものです。

1. 保険商品の仕組み

この保険商品は、病気やケガによる入院などを保障する医療保険です。

なお、ご選択いただくプランにより、女性特有の病気やがんの保障を手厚くすることや、介護の保障にそなえることができます。

	PLUS ⁺ がん通院プラン		PLUS ⁺ 介護保障プラン （40歳以上の方向け）
	女性向け	男性向け	
新規契約のご加入条件	女性（20歳～69歳）	男性（20歳～69歳）	男女（40歳～69歳）

※更新契約につきましては、特段の申し出がない場合、89歳まで更新できます。

2. 保険期間

保険期間は1年です。

3. 保障内容

（1）保険金の種類、保険金を支払う主な場合および支払額は、下表のとおりです。

なお、1保険期間中に発生したすべての支払事由による保険金の支払額は、いずれのプランも80万円が限度となります。

①『PLUS⁺ がん通院プラン』

保険金の種類	保険金を支払う主な場合および支払額	
	女性向け	男性向け
入院保険金	病気やケガによって、 <u>1泊2日以上</u> の入院をしたときに、5,000円×入院日数（※1）	
女性入院保険金	女性特有の病気によって、 <u>1泊2日以上</u> の入院をしたとき（※2）に、5,000円×入院日数（※1）	—
がん入院保険金	—	がんによって、 <u>1泊2日以上</u> の入院をしたとき（※2）に、5,000円×入院日数（※1）
手術保険金	病気やケガによって、手術（ただし、約款所定の手術を除きます）を受けたときに、手術1回につき、①入院中の手術：10万円 ②外来および一部の手術（※3）：2万円	
がん通院保険金	がんによって、通院治療を受けたとき（※2）に、3,000円×通院日数（※1）	

（※1）入院または通院1回についての支払限度日数は60日とします。

（※2）がんによる入院または通院は、責任開始日から90日を経過した日以降に診断確定された場合に限りです。

（※3）入院の有無にかかわらず、支払額が2万円となる手術：

・内視鏡的大腸ポリープ切除術 ・水晶体再建術（白内障手術）、緑内障観血手術、眼瞼下垂症手術

②『PLUS⁺ 介護保障プラン』（長期入院限定特約付帯）

保険金の種類	保険金を支払う主な場合および支払額
入院保険金	病気やケガによって、 <u>30泊31日以上</u> の入院をしたときに、5,000円×（入院日数-30日）（※4） （30日以下の入院については保障されません。）
介護認定保険金	つぎのいずれかに該当したときに、認定1回につき、20万円 ○初めて公的介護保険制度による要介護4以上の認定をされたとき ○過去に介護認定保険金が支払われた日から2年を経過した日以降に、要介護2以下の状態から再び要介護4以上の認定をされたとき

（※4）入院1回についての支払限度日数は90日とします。

(2) 保険金を支払わない主な場合は、以下のとおりです。

- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③被保険者の精神障害、アルコール依存または薬物依存およびこれらを原因とする事故
- ④被保険者の泥酔状態または麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー他違法薬物（脱法薬物を含む）使用中の事故
- ⑤被保険者の法令に定める無免許運転、酒気帯び運転またはこれらに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑥地震、噴火または津波
- ⑦戦争その他の変乱
- ⑧核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性による事故
- ⑨⑥から⑧の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑩特殊な運動等、乗用具の運転等を行っている間の傷害
- ⑪被保険者が頸部症候群（むちうち症）、腰痛、打撲、捻挫その他を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- ⑫妊娠または分娩（異常妊娠または異常分娩の場合は疾病とみなして保険金支払いの対象とします。）

4. 付帯される特約

この保険商品には、プランに応じて以下の特約が付帯されています。

PLUS ⁺ がん通院プラン		PLUS ⁺ 介護保障プラン
女性向け	男性向け	
女性入院特約、手術特約、がん通院特約	がん入院特約、手術特約、がん通院特約	長期入院限定特約、介護認定特約

5. 保険料および払込方法

- (1) 保険料は月払となり、被保険者の保険始期日時点の満年齢によって決まります。
- (2) 払込方法は、口座振替またはクレカ払（この場合「クレカ払特約」が付帯されます。）よりお選びいただけます。ただし、Web申込の場合、クレカ払のみとなります。
- (3) 保険料は、契約応当日の属する月の末日（「払込期月」といいます。）までに払い込んでください。クレカ払の場合、カードの有効性等を確認できた日を払い込まれた日とします。
- (4) 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月末日まで、1か月間の払込猶予期間があります。払込猶予期間内に未払込保険料の払い込みがない場合は、払込猶予期間満了日の翌日に失効となり、契約の復活はできません。なお、初年度契約の初回保険料が払込猶予期間内に払い込みがない場合は、申し込み時点にさかのぼって不成立（無効）となります。

6. 保険契約の更新における留意点

- (1) 当社は、保険満期日の3か月前までに、契約者に対して保険の満期と更新の案内をお送りします。
- (2) 契約者より、保険満期日の前日までに保険契約を更新しない旨の申し出がない場合、保険契約は更新されます。なお、当社の判断によって更新契約の引受を行わないことがあります。
- (3) 更新契約の保険料は、被保険者の契約更新日における満年齢によって決まります。

7. 契約者配当金

契約者配当金はありません。

8. 解約および解約返戻金

- (1) 契約者は当社に対して書面による通知をもって、将来に向かってこの保険契約を解約することができます。
- (2) 保険契約を解約した場合でも解約返戻金はありません。

注意喚起情報

この「注意喚起情報」は、ご契約の際に特にご注意いただきたい事項（お客様の不利益となる場合など）についてわかりやすく記載したものです。

1. クーリングオフ（お申し込みの撤回）

この保険商品は、保険期間が1年のためクーリングオフの対象ではありません。

2. 契約締結時における注意事項（告知義務および告知義務違反等）

ご契約の際、被保険者（契約者）には、健康状態や傷病歴など、保険金支払事由の発生の可能性に関する重要な事項（告知事項）についてありのままを正しく告知いただく義務（告知義務）があります。告知事項は、被保険者ご自身が事実を正確にご申告ください。

告知いただいた内容が事実と相違していた場合、当社は「告知義務違反」として保険契約を解除することがあります。この場合、支払事由が発生していても保険金を支払いません。

また、被保険者（契約者）が暴力団員等の反社会的勢力に該当すると認められる場合、もしくは反社会的勢力と関係を有している場合についても、保険契約を解除するとともに支払事由が発生していても保険金を支払いません。（契約締結後にこれらの事実が判明したときも同様とします。）

3. 保障が開始される日（保険始期日）

当社は、毎月15日の受付締切日までに申込（Web申込の場合、インターネット申込画面に入力）された内容について引受審査を行い、その保険契約の申込を承諾した場合に、翌月1日（保険始期日）から保障を開始します。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要」に記載されている「3. 保障内容（2）」をご確認ください。

5. 保険料の払込猶予期間、契約の失効等

「契約概要」に記載されている「5. 保険料および払込方法（4）」をご確認ください。

6. 保険料・保険金額の変更

① 保険期間中

収支状況が著しく悪化した場合、当社の定めるところにより保険期間中の保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、保険金支払事由が集中して発生し、保険金の支払に支障が生じた場合には、保険金を削減して支払うことがあります。

② 保険契約の更新時

保険金の支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすと特に認めた場合には、当社の定めるところにより更新契約について、保険料の増額または保険金額の減額を行うこと、もしくは更新契約の引受を辞退することがあります。

7. 保険料控除

この保険契約の保険料は、保険料控除（所得控除）の対象とはなりません。

8. 経営破たん時の取扱い

当社は、少額短期保険会社であるために保険契約者保護機構へ加入しておりません。当社が経営破たんした場合であっても、この保険は同機構が行う資金援助等の措置の適用はなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する同機構の補償対象契約には該当しません。

9. 少額短期保険業者について

少額短期保険業者の業務内容については、契約者等の保護の観点から、保険業法等に基づく各種の規制があります。

① 保険期間は2年または1年までと定められています。

② 保険金額の限度額は、医療保険等の傷害・疾病にかかる保険は80万円、死亡保険は300万円、損害保険は1,000万円までと定められています。

③ 1被保険者についてお引き受けできるすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円となります。ただし、事故発生率の低い賠償保険については別枠で1,000万円が上限となります。

④ 1契約者についてお引き受けできるすべての被保険者の保険金額の総額は、上記②③のそれぞれの限度額の100倍が上限となります。

⑤ 原則として、当社の他の保険契約に重複してご加入いただくことはできません。

10. 保険契約の更新における留意点

「契約概要」に記載されている「6. 保険契約の更新における留意点」をご確認ください。

11. 指定紛争解決機関について

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。

なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する（指定紛争解決機関）「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

一般社団法人日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」
〒104-0032 東京都中央区八丁堀3-12-8-2F
TEL. 0120-82-1144 FAX. 03-3297-0755
受付時間：9：00～12：00、13：00～17：00
受付日：月曜日から金曜日（祝日および年末年始休業期間を除く）

12. 支払時情報交換制度

当社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに、保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（<http://www.shougakutanki.jp/>）を参照ください。

個人情報の取扱い

当社は、個人情報の重要性に鑑み、また、少額短期保険事業に対する社会の信頼をより向上させるため、個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）その他の関連法令、金融庁が定める「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針」等のガイドラインを厳守して、個人情報を適正に取り扱うとともに、安全管理について必要かつ適切な措置を講じます。

1. 個人情報の取扱い

当社における個人情報の取扱いは個人情報保護方針に基づいて行います。

2. 個人情報とは

「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をさします。個人にはお客様、取引先従業員、当社従業員、株主を含みます。

3. 個人情報保護管理者

個人情報は、個人情報保護管理者が責任をもって管理するものとします。

【個人情報相談窓口】

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 2F アイアル少額短期保険株式会社
個人情報保護管理者 経営企画室 チーフマネージャー E-mail: info@air-ins.co.jp

4. 個人情報の利用目的

- ①各種保険契約の引受、継続・維持管理
- ②保険金・給付金の支払い
- ③当社およびその提携・関連会社の情報提供、各種商品やサービスの案内
- ④個人情報の利用目的に必要な範囲での、業務委託先に対する提供
- ⑤再保険契約の締結および再保険契約に基づく通知・再保険金の回収
- ⑥その他当社業務に関連・付随する業務

5. 個人情報の利用・提供について

個人情報は、前述の目的以外には利用・提供しません。前述の目的以外でみなさまの個人情報を利用・提供する場合には、必ず事前にご本人に通知し、同意をいただいた上で行います。

ただし、裁判所、検察庁、警察等の法的機関から開示・提供を要求された場合に限り、これに応じる場合があります。

6. 個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について

個人情報の記入は任意ですが、各サービスの実施において、それぞれ必要となる情報をいただかない場合は各々のサービスを受けられないことがあります。

7. 個人情報の委託について

当社は、利用目的の達成および業務を円滑に進めるために、外部業者に個人情報の一部又は全部の処理を委託することがあります。（この場合、安全管理対策の充実した委託先を選定し、かつ安全管理対策を契約において義務付けます）

8. 個人情報の開示等について

当社は、当社の開示対象個人情報に関し、以下の要請があった場合は本人の確認を行った上で、速やかに対応します。また当社の個人情報の取り扱いに関する質問、相談にも対応します。ただし、データの削除については、法的な保管義務に抵触する場合にはご希望に添えない場合があります。

- ①利用目的の通知 ②開示 ③訂正、追加又は削除 ④利用の停止、消去又は第三者への提供

9. 個人情報に関する苦情およびお問合せ対応

当社の個人情報に関する苦情およびお問合せは、個人情報相談窓口で承ります。

お問合せの内容により必要な書類提出や質問へのご回答をお願いすることがあります。

当社は、JIS Q 15001：2006 に準拠した個人情報保護に取り組み、日本情報処理開発協会（JIPDEC）より、「プライバシーマーク」の使用認定を受けています。

□お問合わせ先

アイアル少額短期保険株式会社

〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町 1-3 2F
0120-550-117（受付時間 平日 9:00～17:00）